

日本学術振興会
業務基盤システム更新・保守業務
民間競争入札 実施要項 (案)

独立行政法人 日本学術振興会
平成 2 9 年 月

目次

1 趣旨	- 1 -
2 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	- 1 -
3 実施期間に関する事項	- 5 -
4 入札参加資格に関する事項	- 5 -
5 入札に参加する者の募集に関する事項	- 6 -
6 本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項	- 8 -
7 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	- 10 -
8 本業務の請負者が使用できる学振の施設・設備等に関する事項	- 10 -
9 本業務の請負者が、学振に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項	- 11 -
10 本業務の請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項	- 14 -
11 本業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	- 15 -
12 その他業務の実施に関し必要な事項	- 15 -

別紙1 従来の実施状況に関する情報の開示

別紙2 業務基盤システム概念図

別紙3 日本学術振興会 契約規則（抜粋）

1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人日本学術振興会(以下「学振」という。)は「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月20日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された「日本学術振興会業務基盤システム更新・保守業務」について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

2 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 本業務の概要

ア 本業務の定義

業務基盤システムに関して、

- 5年間の機器の賃貸借(ハードウェア・ソフトウェア)
- 5年間のデータセンタの利用、広域回線の利用、外部監視、製品保守、運用支援などの請負業務
- 設計/構築、搬入/設置、導入/設定、移行、テスト、教育などの構築業務
- 契約終了時における撤去業務

について、これらの業務を総称して「本業務」とする。

イ 対象となる本業務の概要

学振は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、その他学術の振興に関する事業を行っており、事業に関する事務処理を計算機システム化し、学振役職員の利用に供している。現在の業務基盤システムは、平成25年2月から運用を行っている。

本業務を行う民間事業者(以下「請負者」という。)は、業務基盤システムで稼働するサーバ、端末、ネットワーク機器等の更新・保守業務を行い、業務基盤システムが有する機能を安定的に供給することを目的とする。

ウ 業務基盤システムの概要

(ア) 今回調達する業務基盤システムは、以下の機器等から構成される。

- ・シンクライアント端末及びサーバ機能を動作させるための仮想化基盤
- ・シンクライアント端末(デスクトップ型360台、ノート型200台)
- ・各種サーバ(Web、DNSなど主に外部から利用されるもの、および、メール、グループウェアなど内部で利用するもの、並びに、各種業務で利用するものや、管理用・ログサーバ等)
- ・ストレージ(ファイルサーバ等)
- ・バックアップ装置

- ・ネットワーク機器（ファイアウォール兼不正アクセス等防止システム、基幹スイッチ、Web フィルタリング装置）
- ・無線 LAN システム
- ・標的型攻撃対策
- ・無停電電源装置(UPS)

上記機器の多くは学振内に置かれるが、一部の機器はデータセンタに置かれる。なお、システム概念図は、「別紙2 業務基盤システム概念図」を参照のこと。

(イ) セキュリティを考慮し、「外部 Web ページの参照および Web メールを利用する環境」と「各種アプリケーションやファイルサーバを利用するための環境」のネットワークを分離することとする。

(ウ) シンクライアント端末を利用するための仮想基盤では、以下のアプリケーションを動作させることとする。

- ・「外部 Web ページの参照および Web メールを利用する環境」で動作するソフトウェア
 - Microsoft Windows Server 2016 または最新版
 - Microsoft Office Word, Excel, PowerPoint 用ビューア
 - PDF ビューア
 - Web ブラウザ（外部利用用）
 - ウイルス対策ソフトウェア
- ・「各種アプリケーションやファイルサーバを利用するための環境」で動作するソフトウェア
 - Microsoft Windows 10 または最新版
 - Microsoft Office Professional 2016 または最新版
 - 一太郎 Pro または最新版
 - Adobe Acrobat Standard
 - Web ブラウザ（内部利用用）
 - ウイルス対策ソフトウェア

(エ) ファイルサーバ上には、「恒久的なファイルサーバ領域」および、外部の Web サイトのデータやメールの添付ファイルを「外部 Web ページの参照および Web メールを利用する環境」で処理するための「一時的なファイルサーバ領域」を置くものとする。

(オ) 本調達は、以下を含む。

- ・データセンタの利用
- ・学振、データセンタおよびインターネットに接続するための広域回線の利用
- ・外部監視（死活監視、不正アクセス監視）
- ・製品保守
- ・運用支援（パッチ当て作業（概ね月 1 回）、定例会の開催（月 1 回）等）

- ・設計/構築、搬入/設置、導入/設定、移行、テスト、教育、および、撤去
 - 設計/構築：本システム全体の設計および構築
 - 搬入/設置：本システムの搬入および設置
 - 導入/設定：本システムの導入および設定
 - 移行：現システムからのデータ等の移行
 - テスト：本システムの動作テスト
 - 教育：学振役職員に対する利用教育
 - 撤去：契約終了時または解約時における機器等の撤去

(カ) データ等の移行

各種サーバ機能のうち、Web、DNS、メール、グループウェア、AD については、現システムのデータ等を新システムに移行することとする。他の各種業務機能（CMS、財務会計システム、人事給与システム、等）については、現システムの仮想イメージを新システムに移行することとする。

エ 本業務の引継ぎ

(ア) 現行請負者又は学振からの引継ぎ

学振は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して、公平公正に必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった請負者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行請負者から業務の引継ぎを受けるとする。なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、請負者の負担となる。

(イ) 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

学振は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して、公平公正に必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い請負者が変更となる場合には、請負者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回請負者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、次回請負者の負担となる。

(2) 確保されるべき対象業務の質

ア 業務内容

「業務基盤システム更新・保守業務 仕様書」に示す業務を適切に実施すること。

イ 業務基盤システムの稼働率

稼働率は99.8%以上とし、稼働率は以下の計算式により算出する。

稼働率 (%) =

$$\{1 - (1 \text{ か月の停止時間}) \div (1 \text{ か月の稼働予定時間})\} \times 100$$

(※1 か月の稼働予定時間は計画停電等を除く)

ウ セキュリティ上の重大障害件数

個人情報、施設等に関する情報その他の契約履行に際し知り得た情報漏

えいの件数は0件であること。

エ 業務基盤システム運用上の重大障害件数

長期にわたり正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件であること。

オ 目標復旧時間

主要サービスの稼働率を踏まえたサービスごとの目標復旧時間は6時間以内であること。

カ サーバ内データの定時バックアップ

運用スケジュールの中で自動的に実行される定時バックアップは、定時バックアップ率として、各月ごとに100%を維持すること。

キ ウイルス情報の把握

本システムで利用する機器において、コンピュータウイルス等に感染した場合、発見から1時間以内にそのウイルスの詳細について特定すること。この際、最新のウイルスで、詳細な情報が得られない場合は、その限りでない。

ク ウイルス定義ファイルの更新

ウイルス対策ソフトウェアのウイルス定義ファイルについて、ベンダーからのリリース後6時間以内に適用されていること。

ケ サービスレベルアグリーメント (Service Level Agreement) の締結

本業務の効率化と品質向上並びに円滑化を図るため、上記イ〜クに示す管理指標に対してサービスレベルアグリーメント (SLA) を締結する。

(3) 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から請負者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

ア 本業務の実施全般に対する提案

請負者は、本業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

イ 事業内容に対する改善提案

請負者は、事業内容に対し、改善すべき提案（コスト削減に係る提案を含む）がある場合は、具体的な方法等を示すとともに、従来の実施状況と同等以上の質が確保できる根拠等を提案すること。

(4) 契約の形態及び支払

ア 契約の形態は、賃貸借契約とする。

イ 学振は、賃貸借契約に基づき、請負者が実施する本業務について、契約の履行に関し、日本学術振興会業務基盤システム更新・保守業務仕様書に定めた内容に基づく監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、適正な支払請求書を受領した日から30日以内に、毎月、契約金額を支払うものとする。確認の結果、確保されるべき対象業務の質が達成されていないと認められる場合、又は達成できないおそれがある場合、学振は、確保されるべき対象業務の質の達成に必要な限りで、

請負者に対して本業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。請負者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を速やかに学振に提出するものとする。業務改善報告の提出から1か月の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象業務の質が達成可能なものであると認められるまで、学振は、請負費の支払を行わないことができる。なお、請負費は、本件業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、請負者が行う準備行為等に対して、請負者に発生した費用は、請負者の負担とする。

(5) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウに該当する場合には学振が負担し、それ以外の法令変更については請負者が負担する。

ア 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

3 実施期間に関する事項

機器の賃貸借及び請負業務期間は、平成30年2月1日から平成35年1月31日までとする。構築業務は、平成30年1月31日までとする。

4 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 独立行政法人日本学術振興会契約規則第5条に規定する競争参加者資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）のいずれかにおいて、平成28年度の「役務の提供等」の区分においてA又はBに格付けされている者であること。ただし、国の競争参加資格においては関東甲信越地区における資格であること。（「役務の提供等」の営業品目「ソフトウェア開発」、「情報処理」又は「その他」に登録している者であること。）
- (5) 独立行政法人日本学術振興会契約規則第4条に規定する競争参加者の制限に係る事項に該当しない者であること。
- (6) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (8) 学振における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (9) 調査研究や各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。）でないこと。
- (10) 調達計画書及び調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務を行う CIO 補佐官及びその支援スタッフ等の属する又は過去 2 年間に属していた事業者でないこと。または、CIO 補佐官等がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が 2 年に満たない場合に限る。）でないこと。
- (11) 単独で対象業務を行えない場合は、又は、単独で実施するより業務上の優位性があると判断する場合は、適正に業務を実施できる入札参加グループを結成し、入札に参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、入札参加資格の全てを満たす者の中から代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、入札参加グループの構成員は、上記(1)から(3)および(5)から(10)までの資格を満たす必要があり、他の入札参加グループの構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、入札参加グループの代表者及び構成員は、入札参加グループの結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、提出すること。
- （注）入札参加グループとは
本業務の実施を目的に複数の事業者が組織体を構成し、本業務の入札に参加する者のことを指す。
- (12) 本業務を実施する部門が、本業務を含む業務について、品質マネジメントシステムに係る国際規格 ISO9001 の認証を取得している、またはこれと同等以上の品質マネジメントを実施していることを証明できること。
- (13) 本業務を実施する部門が、本業務を含む業務について JIS Q 27001 (ISO/IEC27001)の認証を取得している、または JIS Q 27001 (ISO/IEC27001)と同等以上の情報セキュリティ対策を実施していることを証明できること。
- (14) ITIL 準拠の体系化した社内運用標準を有していること。
- (15) 本業務に従事する全ての者について、所属元の就業規則に秘密保持に関する項目が記載されている、または雇用者と被雇用者の間で秘密保持に関する契約が締結されていること。

5 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) スケジュール

入札公示：官報公示	平成 29 年 3 月上旬
入札説明会	3 月上旬
提案書提出期限	4 月下旬
提案書の審査	5 月頃
開札及び落札予定者の決定	6 月頃
契約締結	7 月頃

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日

及び方法により提出すること。

ア 入札説明後の質問受付

入札公告以降、学振において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、学振に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び学振からの回答は原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提案書等

「日本学術振興会業務基盤システム更新・保守業務 仕様書」に示した各要求項目について具体的な提案（創意工夫を含む。）を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類。

ウ 参考見積書

人件費の単価証明書及び物件費の価格証明書を含んだ参考見積書。
ただし、契約後に発生する経費のみとする。

エ 入札書

入札金額（契約期間内の全ての本業務に対する報酬の総額の108分の100に相当する金額）を記載した書類。

※消費税率については、入札時の税率に応じて適宜修正する。また、入札参加者ごとに税率の想定が異なることを避けるため、具体的に明示すること。

オ 委任状

代理人に委任したことを証明する書類
ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

カ 競争参加資格審査結果通知書の写し

独立行政法人日本学術振興会契約規則第5条に規定する競争参加者資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）のいずれかにおいて、平成28年度の「役務の提供等」の区分においてA又はBに格付けされている者であること。（ただし、国の競争参加資格においては関東甲信越地区における資格であること。）

キ 法律等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にはその許可証の写し。

ク 入札機器を納入できることを証明する書類。（代理店証明書等）

ケ 入札機器等の納入等実績。（入札機器を購入した場合及び借入れの場合）

コ 応札者の条件を証明できる書類。（4.(1)～(15)）

サ 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類

シ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）

ス 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令（平成18年7月5日政令第228号）第3条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報

セ 入札参加グループによる参加の場合は、入札参加グループ内部の役割分

- 担について定めた協定書又はこれに類する書類
- ソ 指名停止等に関する申出書
 - 各府省庁から指名停止を受けていないことを確認する書類
- タ 誓約書
 - 本請負を完了できることを証明する書類

6 本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項

以下に本業務を実施する者の決定に関する事項を示す。なお、詳細は「日本学術振興会業務基盤システム更新・保守業務総合評価基準書（以下「総合評価基準書」という。）」を基本とする。

(1) 評価方法

本業務を実施する者の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、技術の評価に当たっては、入札プロセスの中立性、公正性等を確保するため、学振のCIO 補佐官に意見を聴くものとする。

また、総合評価は、価格点（入札価格の得点）に技術点（総合評価基準書による加点）を加えて得た数値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

価格点と技術点の配分

価格点の配分：技術点の配分 = 1：1

$$\boxed{\text{総合評価点} = \text{価格点} (1000 \text{点満点}) + \text{技術点} (1000 \text{点満点})}$$

(2) 決定方法

総合評価基準書において必須と定められた要求要件を全て満たしている場合に「合格」とし、一つでも欠ける場合は「不合格」とする。

(3) 総合評価点

ア 価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\boxed{\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) \times 1000 \text{点}}$$

イ 技術点の評価は以下のとおりとする。

(ア) 全ての仕様を満たし、「合格」したものに「基礎点」として440点与える。

(イ) 「合格」した提案書について、総合評価基準書に基づき、技術審査委員会の委員ごとに加点部分の評価を行う。項目ごとの加点は0点か満点とする。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があれば各委員において訂正する。確定した各委員の採点結果について、その平均値を算出し、「加点」とする。

(ウ) 「基礎点」と「加点」の合計点を「技術点」とする。

$$\boxed{\text{技術点} = \text{基礎点} (440 \text{点}) + \text{加点} (560 \text{点})}$$

(4) 落札者の決定

- ア 仕様書に示す全ての要求要件を満たし、入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、「総合評価落札方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。ただし、予算決算及び会計令第 84 条の規定に該当する場合は、予算決算及び会計令第 85 条の基準を適用するので、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合、入札参加者は学振の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。
- イ 調査の結果、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 6 第 1 項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることがある。

(会計法第 29 条の 6 第 1 項ただし書き抜粋)

相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

- ウ 落札者となるべき者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- エ 契約担当官等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。ただし、上記イにより落札者を決定する場合には別に書面で通知する。また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点）の提供を要請することができる。

(5) 落札決定の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、契約担当官等が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

- ア 落札者が、契約担当官等から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わない場合
- イ 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に内訳書を記載させる場合がある。内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなすため、内訳金額の補正を求められた入札者は、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

(6) 落札者が決定しなかった場合の措置

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由を官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」

という。)に報告するとともに公表するものとする。

7 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙1「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ア 従来の実施に要した経費
- イ 従来の実施に要した人員
- ウ 従来の実施に要した施設及び設備
- エ 従来の実施方法等

(2) 資料の閲覧

前項エ「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、システムの概要等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、学振は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

8 本業務の請負者が使用できる学振の施設・設備等に関する事項

(1) 学振の施設・設備等の使用

請負者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用する事ができる。

- ア 業務に必要な電気設備
- イ その他、学振と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

ア 請負者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。

イ 請負者は、あらかじめ学振と協議した上で、学振の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に運用管理業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。

ウ 請負者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。

エ 請負者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、請負者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

9 本業務の請負者が、学振に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項

(1) 本業務請負者が学振に報告すべき事項、学振の指示により講じるべき措置

ア 報告等

- (ア) 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を学振に提出しなければならない。
- (イ) 請負者は、本業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに学振に報告するものとし、学振と請負者が協議するものとする。
- (ウ) 請負者は、契約期間中において、(イ)以外であっても、必要に応じて学振から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

イ 調査

- (ア) 学振は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は学振の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- (イ) 立入検査をする学振の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ 指示

学振は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

- ア 請負者は、本業務の実施に際して知り得た学振の情報等（公知の事実等を除く）を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。
- イ 請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を学振が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。
- ウ 請負者は、学振から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、「独立行政法人等の所有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。
- エ 請負者は、学振の情報セキュリティに関する規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③本業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び本業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関し

て、入札説明書別紙「機密情報の取り扱いに関する覚書」への署名を遵守しなければならない。

オ アからエまでのほか、学振は、請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

ア 本業務開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による学振の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ 権利義務の帰属等

(ア) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(イ) 請負者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、学振の承認を受けなければならない。

エ 動産総合保険の加入

請負者は、自己の負担において物品に動産総合保険を付保するものとする。

オ 瑕疵担保責任

(ア) 学振は、成果物の引渡し後に発見された瑕疵について、引渡し後1年間は、請負者に補修を請求できるものとし、補修に必要な費用は、全て請負者の負担とする。

(イ) 成果物の瑕疵が請負者の責に帰すべき事由によるものである場合は、学振は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

カ 再委託

(ア) 請負者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ機能証明書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。

(ウ) 請負者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、学振の承認を受けなければならない。

(エ) 請負者は、(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、請負者が学振に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することと

する。

- (イ) (イ)から(エ)までに基づき、請負者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

キ 契約内容の変更

学振及び請負者は、本業務の質の確保の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

ク 機器更新等における民間事業者への措置

学振は、次のいずれかに該当するときは、請負者にその旨を通知するとともに、請負者と協議の上、契約を変更することができる。

- (ア) ハードウェアの更新、撤去又は新設、サポート期限が切れるソフトウェアの更新等に伴い運用管理対象機器の一部に変更が生じるとき
- (イ) セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じるとき
- (ウ) 学振の組織変更や人員増減に伴うシステム利用者数の変動等により業務量に変動が生じるとき

ケ 契約の解除

学振は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、請負者は学振に対して、契約金額から消費税及び地方消費税を差し引いた金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、学振の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、請負者は、学振との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

- (ア) 法第 22 条第 1 項イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。
- (イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。
- (ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。
- (エ) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。
- (オ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

コ 談合等不正行為

請負者は、談合等の不正行為に関して、契約書に定める「談合等の不正行為に関する条項」に従うものとする。

サ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により学振に損害を与えたときは、学振に対し、その損害について賠償する責任を負う。また、学振は、契約

の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、学振から請負者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

シ 不可抗力免責・危険負担

学振及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、学振が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

ス 金品等の授受の禁止

請負者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

セ 宣伝行為の禁止

請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

ソ 法令の遵守

請負者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

タ 安全衛生

請負者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

チ 記録及び帳簿類の保管

請負者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

ツ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、学振と請負者との間で協議して解決する。

10 本業務の請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 学振が当該第三者に対する賠償を行ったときは、学振は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について学振の責めに帰すべき理由が存する場合は、学振が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 請負者が民法（明治29年法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について学振の責

めに帰すべき理由が存するときは、請負者は学振に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

11 本業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

学振は、本業務の実施状況について、総務大臣が行う評価の時期（平成34年3月を予定）を踏まえ、本業務開始後、毎年1月に状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

- ア 業務基盤システムの稼働率
業務報告書等により調査
- イ セキュリティ上の重大障害の件数
業務報告書等により調査
- ウ 業務基盤システム運用上の重大障害の件数
業務報告書等により調査
- エ 目標復旧時間
メール及び業務報告書等により調査
- オ サーバ内データの定時バックアップ
メール及び業務報告書等により調査
- カ ウイルス情報の把握
メール及び業務報告書等により調査
- キ ウイルス定義ファイルの更新
メール及び業務報告書等により調査

(3) 意見聴取等

学振は、必要に応じ、本業務請負者から意見の聴取を行うことができるものとする。

(4) 実施状況等の提出時期

学振は、平成34年3月を目途として、本業務の実施状況等を総務大臣及び監理委員会へ提出する。また、本業務開始後、毎年1月に状況を調査する。

なお、調査報告を総務大臣及び監理委員会に提出するに当たり、学振のCIO補佐官の意見を聴くものとする。

12 その他業務の実施に関し必要な事項

(1) 業務基盤システムの実施状況等の監理委員会への報告

学振は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 学振の監督体制

本契約に係る監督は、主管係自ら立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は以下のとおり。

監督職員：総務企画部企画情報課長

検査職員：総務企画部企画情報課システム管理係長

(3) 本業務請負者の責務

ア 本業務に従事する請負者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 請負者は、法第54条の規定に該当する場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

ウ 請負者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

エ 請負者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は学振に通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(4) 著作権

ア 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを学振に無償で譲渡するものとする。

イ 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、学振が承認した場合は、この限りではない。

ウ ア及びイに関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「請負者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該請負者著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

エ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(5) 業務基盤システムの調達仕様書

本業務を実施する際に必要な仕様は、「日本学術振興会業務基盤システム更新・保守業務 仕様書」に示すとおりである。

以上

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円、税抜き)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	常勤職員	—	—	—
	非常勤職員	—	—	—
物件費		—	—	—
請負費等	借料(保守費等を含む)	75,363	77,449	77,449
	回線料	6,084	6,084	6,084
	その他	10,600	11,000	10,950
計(a)		92,047	94,533	94,483
参考値	減価償却費	—	—	—
	退職給付費用	—	—	—
(b) 間接部門費		—	—	—
(a)+(b)		92,047	94,533	94,483

(注記事項)

- ・借料の支払い金額は、一般競争入札の落札額である。
- ※ 請負契約のため、費用の詳細な内訳の開示は受けられない。
- ・その他は外部監視業務であり、毎年一般競争入札を行っている。
- ・回線料及びその他(外部監視)は、現在の業務基盤システムの契約には含まれておらず別契約であるが、新システムでは本業務に含まれる。
- ・標的型攻撃対策、ネットワーク分離、ファイルサーバ分離は、今回調達する新システムにおいて初めて導入するものである。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(受託者における従事者)			
運用員(非常駐)	3	3	3

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- ・システム管理全般(サーバ管理、ネットワーク管理を含む)について10年以上の実務経験を有する者
- ・本会からの技術的な質問に対し適切な応答ができる者

(補足)

- ・運用員は、システム構築時を除き、通常時は基本的には月1回開催される定例会時のみ来会する。

(参考)

- ・本会システム管理者から業務従事者に問い合わせを行った件数
平成25年度:154件、平成26年度:80件、平成27年度:51件

3 従来の実施に要した施設及び設備

【施設】

施設名称: 独立行政法人日本学術振興会 (麴町ビジネスセンター)

使用場所: サーバ室

【設備】

貸与品: サーバラック6式、OAデスク1台、椅子1脚

外部拠点

【施設】

データセンタ(場所は非公表)

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
本システムの稼働率	99.80%	100%	99.80%	100%	99.80%	100%
セキュリティ上の重大障害件数	0回	0回	0回	0回	0回	0回
運用上の重大障害件数	0回	0回	0回	0回	0回	0回
目標復旧時間	6時間	0	6時間	0	6時間	0
サーバ内データの定時バックアップ	100%	100%	100%	100%	100%	100%
ウイルス情報の把握	1時間以内	0件	1時間以内	0件	1時間以内	0件
ウイルス定義ファイルの更新	6時間以内	6時間以内	6時間以内	6時間以内	6時間以内	6時間以内
(注記事項)						

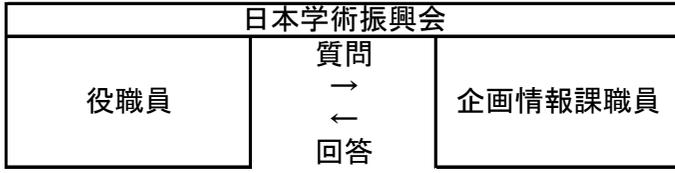
5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

・「別紙1-1 業務フロー」参照

日本学術振興会 業務基盤システム更新・保守業務 業務フロー

●学振内で問題解決が可能な場合



企画情報課職員6名(派遣職員2名を含む。平成28年10月現在)により、サーバ・ネットワーク機器の設置・設定、各種サーバ管理、ログ解析調査、各種プログラミング、端末管理、ヘルプデスク業務、トラブルシューティング等を実施

●学振内で問題解決が不可能な場合



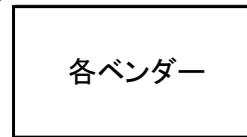
質問※
→
←
回答※



※質問・回答は、メール・電話による

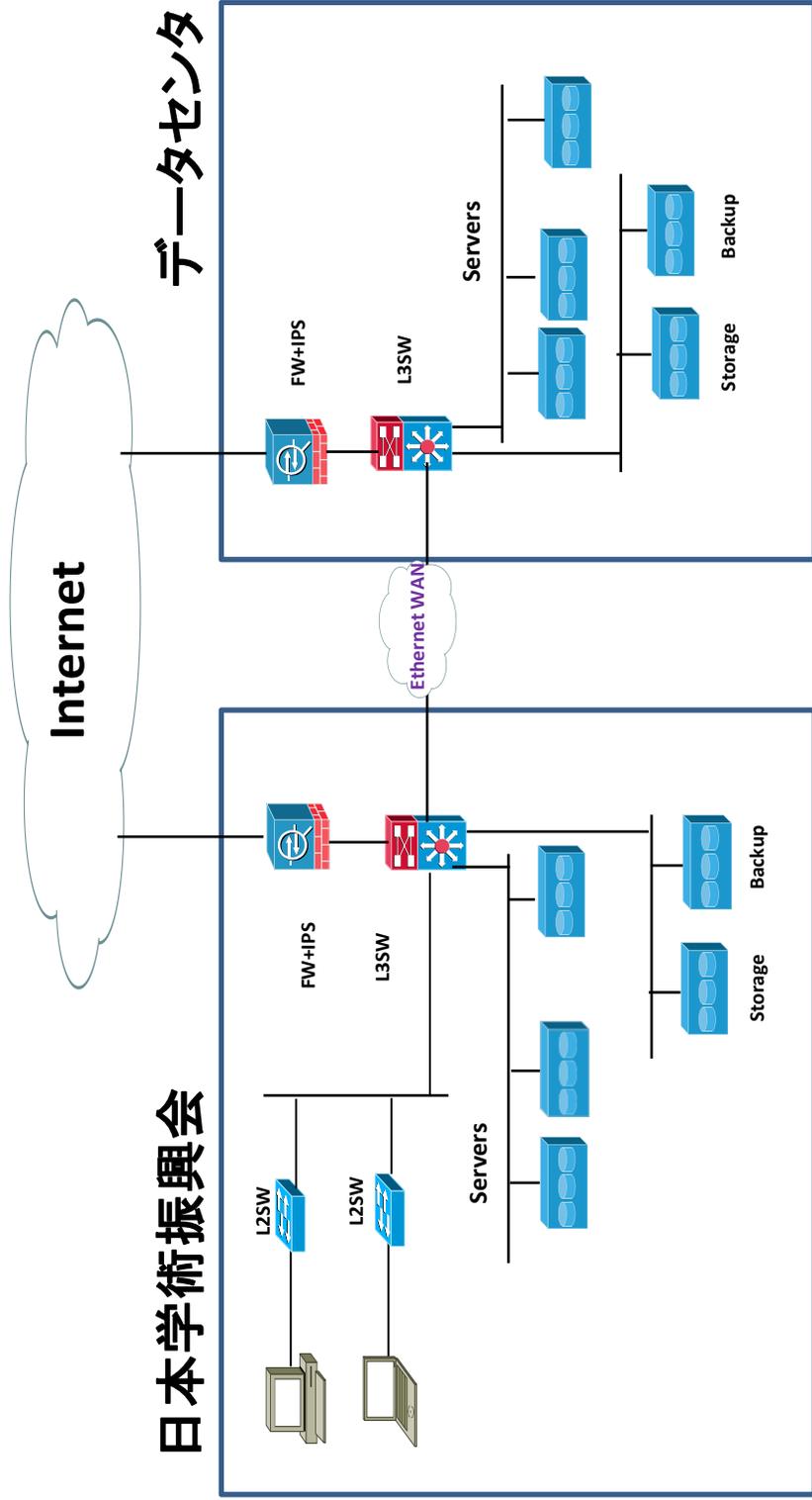
質問 ↓ ↑ 回答

各ベンダーへの確認が必要な場合



Microsoft, RedHat, EMC, Cisco, ELSA, VMware, CyberSol., 他、関連業者

日本学術振興会 業務基盤システム 概念図



独立行政法人日本学術振興会契約規則

平成 15 年 10 月 1 日
規 程 第 8 号

改正	平成 17 年 11 月 1 日	規程第 13 号
改正	平成 18 年 11 月 1 日	規程第 18 号
改正	平成 19 年 2 月 6 日	規程第 1 号
改正	平成 19 年 12 月 20 日	規程第 23 号
改正	平成 20 年 11 月 13 日	規程第 16 号
改正	平成 21 年 2 月 27 日	規程第 2 号
改正	平成 21 年 11 月 12 日	規程第 22 号

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人日本学術振興会会計規程（平成 15 年規程第 6 号。以下「規程」という。）に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が締結する契約に関する基本的事項を定め、もって、契約事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

（役職員以外で契約担当者の事務の一部を委嘱することができる者）

第 2 条 規程第 8 条第 2 項に規定する役職員以外で契約担当者の事務の一部を委嘱することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 海外研究連絡センター及び海外連絡事務所において、当該センター及び連絡事務所の運営に当たる者
- 二 規程第 7 条第 2 項第 2 号に規定する経費の執行に当たる者

（契約担当職員）

第 3 条 この規則において、「契約担当職員」とは、規程第 8 条に規定する契約担当者（分任を含む。）及びその補助者をいう。

（競争参加者の制限）

第 4 条 契約担当職員は、売買、賃貸借、請負その他の契約につき規程第 35 条及び第 36 条の競争に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 契約担当職員は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 3 契約担当職員は、第2項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を、競争に参加させないことができる。

(競争参加者の資格等)

第5条 契約担当職員は、必要があるときは、競争に参加する者について契約の種類ごとに資格審査を行い、その資格を有するものを競争参加資格者名簿に登録するものとする。

- 2 前項の規定により、資格審査を行う場合は、文部科学省による一般競争参加者の資格に関する定めを準用するものとする。
- 3 文部科学省及び各府省の各機関において一般競争参加者の資格を受けた者については、振興会における一般競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。
- 4 一般競争に参加することができる者は、「一般競争参加資格者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第2条又は第17条に規定する資格を有するものとする。
- 5 一般競争を実施する場合において、その等級の資格を有する者の競争参加者が僅少である等と認められるときは、建設工事にあつては、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位の資格の等級に格付けされた者を、製造、販売、買受け又は役務提供にあつては、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位若しくは2級下位の資格の等級に格付けされた者を、当該一般競争に加えることができる。

以下、省略

全文は https://www.jsps.go.jp/koukai/data/22jyou/k_kisoku.pdf 参照